

### 第3回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 概要

日時：平成29年10月25日（水）14時50分～16時

場所：議事堂2階 201委員会室

出席者：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議事項書

**資料1** 第2回 政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議 各会派意見等

**資料2** 政務活動費に係る関係法令等

#### <議事録 概要版>

**委員**：お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、第3回「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」を開催する。先の会議では、政務活動費後払い導入について、各会派からの課題等の報告をいただき、委員間討議を行っていただいた。本日は、前回の委員間討議を踏まえ、各会派で議論いただいた内容を御報告いただき、議論を進めていきたいのโดยろしくお願いしたい。

なお、前回の会議での、各会派からの意見、委員間討議での意見の概要を、お手元の資料1にまとめたので、本日の議論の参考としていただきたい。

それでは、先の会議で宿題としていた政務活動費が会派や議員個人の手元に入ることについて、「支払う」という表現を使うことで良いかどうかを事務局に確認させたので報告させる。

**事務局**：前回の会議の際、政務活動費の支給方法について、会計処理上の表現で、「概算払い」や「前金払い」と申し上げ、「支払う」と表現させていただいたことについて、会計手続きの観点ではなく、政務活動費が規定される地方自治法及び本県の条例上の表現を確認させていただく。

お手元に配布の資料2の3ページをご覧ください。1番目に記載している地方自治法第100条第14項に政務活動費が規定されており、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とされている。

2番目の、三重県政務活動費の交付に関する条例第9条において、「会派の代表者及び議員は、毎四半期の最初の月の10日までに請求するもの」とされ、第2項で「知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を

交付するものとする」としている。

以上のおり、地方自治法と本県の政務活動費条例上は、「支払う」という表現ではなく、「交付する」という表現が使われていることを報告させていただく。

**委員**：ただいま報告をいただいたが、この報告に対し質問等はあるか。

（「なし」の声あり）

**委員**：この件について、いただいた意見等を踏まえ、改めて確認させていただきたい。前回の会議のときに、「事前預かり」と「事後精算」という表現や考え方について、皆さんの考えを確認したいと思う。

まず「事前預かり」という言葉についてだが、政務活動費をあらかじめ四半期の最初に交付された金額は、一旦預かっているお金であり、その後の執行状況によって精算が必要なものという考え方ということによろしいか。

（「意義なし」の声あり）

**委員**：次に、「事後精算」という言葉についてだが、一旦、預かっているものであるため、政務活動を行った後、残余があれば精算をして返還する、という考え方で共通の認識をいただけるか。

（「意義なし」の声あり）

**委員**：この2点について、皆さんの思い、考え方を確認させていただいたが、基本的な考え方については、各委員、同じであるということ共有させていただいたかと思う。その上で、確認させていただきたいが、ただいまの「事前預かり」「事後精算」という表現については、先程の報告があったように、地方自治法や条例では使われていないようなので、政務活動費を交付される議員側の思いや交付の実態を表現する言葉であると考え。

一方で、NHKを初めとするマスコミ等、そして県民が使われている表現として、「前払い」「後払い」という表現がある。今回のプロジェクト会議の議論の着目点は、政務活動費を交付するタイミングを問われているものと考え。それぞれの議員が政務活動を実施する『前』に交付を受けるのか、政務活動を実施した『後』に交付を受けるのか、その検討であると確認ができていると思う。この『前』と『後』、交付のタイミングの検討について、公開のプロジェクト会議で使っていくこととなるので、県民の皆さんに分かり易い表現とする必

要があると考え。以上のことを勘案して、このプロジェクト会議で使っていく表現について、改めて皆さんに諮りたいと思う。

我々、議員側の思いや考えは、先ほど確認させていただいたとおり、「事前預かり」の後に「事後精算」するという思いを踏まえた前提で、このプロジェクト会議で使っていく言葉としては、県民等に分かり易くなるように「前払い」「後払い」という表現で使わせていただきたいと思うが、いかがか。

**委員：**その言葉が誤解から誤解を生むという趣旨で、私は、前々回からずっと言っている。「前払い」「後払い」はどこから出てきたかは条例上もないし、マスコミかどこかから出てきて、それでずっとやってきている。それが納税者の誤解を生んでいる一つの原因となっているところに、私は心配があるので、実態を表している言葉に変えていこうという提案で「事前預かり」「事後精算」ということを前から言っている。できれば言葉の使い方を変えてほしいという趣旨で申し上げてきたし、今もそう思っている。

**委員：**皆さんはいかがか。

**委員：**「後払い」という言葉の扱いだか、それぞれがバラバラの使い方をしていて統一性がないので、前回も統一した使い方をしたらどうかということで「前払い」が一般的に通用しているため、「前払い」という言葉を使うのが一番一貫性があるということで、主張させていただいたつもりである。もし、何らかの形で検討を進めていこうということであれば、別に検討していく中身に合った言葉使いにしてもらっても、私どもは呼び方に執着するつもりはない。私の会派も、名称については何らかの形が提案され、我々が仕組みをつくるのであれば、それに合った名前にすればよいと思う。ただ、議論を進めていく中での名前は一貫性がないと、私が発言するときに「後払い」と言って、他の委員は「事後精算」となると一貫性がないので、その辺りがどうかと思うだけで、統一されれば、別に呼び方は変わってもいいと思う。

**委員：**「事前預かり」「事後精算」という言い方にするか。

**委員：**私は今、おっしゃっている内容には賛同している。しかし、「事前預かり」「事後精算」というのがややこしいのであれば、ここの条例上は「交付」という言葉を使っているので、先程座長も「交付」のタイミングとおっしゃったので、「事前交付」「事後交付」のほうが、「払う」というのが誤解を招くというのであれば、例えばそのほうがシンプルなら、それでもいいかなと思った。

委員：地方自治法にも条例上にも「事前預かり」という表現はない。後の、「精算」という言葉になると、もう少し違う内容を含んでいる。ここで話をしていく上で、例えば「後払い」という表現を、仮においてずっと話して行って、ひとつの結論を出したときに、表現は「事前預かり」「事後精算」、あるいは「事前交付」「事後交付」というような表現に置き換えるということも可能なので、その辺りのところに誤解があってはいけないという委員の意見も考える余地もあるかと思うため、今の時点ではそういう内容を含んだ上で、「後払い」という言葉を仮に置くということでどうか。文章にしていく上でどうか。

委員：おっしゃった「交付」、条例上も「交付」なので、「事前交付」「事後交付」でいかがか。

委員：「事後交付」というのは、「後払い」ということか。

委員：「交付」されるのが、事前なのか事後なのかということなので。

委員：ただ、「交付」ということになると、県から来るということになってしまうので、会派に「交付」をするという話になるため、会派から議員に行くときに「交付」というのは。

委員：つまり、座長がおっしゃっているのは、「間接後払い」と言われるものを導入したときに、それは「交付」ではないという懸念をされているのか。

委員：そうだ。

委員：その点は理解できた。では、座長のおっしゃるように、この場の議論の言葉と後々報告するときの文言の整理とを別に考えるというのは有りかなと思うが、いかがか。

委員：この場でということは、ただ、公開されているので。

委員：名称にこだわって議論が進まないと、私並びに会派で名称の議論もあったということを紹介したが、中身のことであり、名称には我々はこだわらないので、都合のよい名前を早く提案いただく方に決めていただき、皆さんがよければ、それを決めて早く進めていただきたいと思います。

委員：それでは、おっしゃったような「事前預かり」「事後精算」でいくか。

委員：「事前預かり」は会派で預かって、「事後精算」は個人に支払われることを「精算」という言葉に変えるということか。

委員：違う。

委員：どういうことか。「支払い」と「事後精算」は少しこんがらがっているが。

委員：すぐ前の話で、四日市市方式と5つの他県の「間接後払い」とどちらをとるかで、交付のタイミングそのものが違ってくる。そうすると、「事後精算」もどちらをとるかで違ってくる。

委員：仮に、四日市市は外しておいて、他の5つの県になると、これは「事後精算」イコール「後払い」ということで考えてよいわけか。

委員：そういうふうになっている。

委員：要は、「事前預かり」というのが「前払い」、「事後精算」が「後払い」という理解でよいか。

(「意義なし」の声あり)

委員：それで進めていく。その上で、前回の会議の中で持ち帰りいただいて、検討いただいたと思うが、各会派の意見を聞かせていただきたいと思う。初めに、新政みえお願いしたい。

委員：新政みえは、前回に概ね会派で合意された内容を報告させていただいているので、繰り返しになるが、まずは「事前預かり」「事後精算」については、とにかく前向きに検討していくこととした。

ただ、具体的なものが何もないままで、検討のしようもないし、議長がこのことを代表者会議で検討してほしいということと言われた思いも反映させて、最後の四半期に駆け込みで使うという意思が働いてしまうというところに、世の中の懸念や疑念が生まれやすいのではないかとすることを踏まえ、最後の四半期の、1月から3月分は会派で一旦預かって、最後の四半期を含めて1年分が整理でき

たときに、そこで最後の四半期分の精算をするという方式の「事前預かり」「事後精算」の仕組みを検討してはどうかということである。

これまで、このプロジェクト会議の中で、今現在、何も言われていることもないのではないかと、ということはもちろんあるが、三重県議会はきちんとしたガイドラインに沿って、それぞれの議員なり会派がきちんと精算もされて、何ら指摘されるところもない。それでは、なぜ、そんなことを考えなければならないということであるが、マスコミや社会の世論の中には、今申し上げたような「事前預かり」という部分で、最後に無理して駆け込んで使い切ってしまうのではないかと疑念のようなものは、事実やはりどうしてもあるので、その辺りは、我々は毅然としており、厳正にやっているが、それ以上に何らかの形で、自分たちが意識をして進んでいこうということを示す必要があるのではないかと、ということも含めて会派で話をさせていただいた。なお、先程名称の話もあったが、何らかの形で「事前預かり」「事後精算」の仕組みを皆さんの合意の上で進めようではないかということであれば、名称は勿論こだわるものではないし、協議してそれに合った名称にされればよいのではないかと思う。

なお、一人会派や、少数会派の方々には、意味がそれほど感じられないとか、また、一人会派の方は特に特定の分かり易い口座を作る程度のことと違うのかということになるかも分からないが、是非、その辺り、議会全体としての前向きな取り組みということで理解いただき、進めさせていただければありがたいと添えさせていただきたいと思う。私ども会派としては概ねそのようなことが、まとめた意見である。

**委員：**要は、四期あって、前の三期については「事前預かり」「事後精算」。最後の第四期目については「事後支払い」ということですね。

**委員：**言葉がおかしい。

**委員：**もう一度整理する。「事前預かり」「事後精算」というのは今までどおりのやり方ですね。

**委員：**違う。私の理解は「事前預かり」というのがいわゆる「前払い」を示している、「事後精算」が「後払い」を示している。

**委員：**なるほど、ごめんなさい。私、誤解をしていた。

**委員：**最後の四半期だけ実質的な「事前預かり」「事後精算」を取り入れて。

**委員**：逆さまでですね。「事後精算」ですね、一番最後だけ。

**委員**：最後の四半期だけ「事前預かり」「事後精算」の仕組みを取り入れて。

**委員**：すみません、もう一度整理する。「前払い」で先に預かっておいて、使った後で報告をするというのが「事前預かり」方式でよいですね。「事後精算」というのは、お金を使った後で領収書に基づいてお金を受け取るというのが「事後精算」方式ということで、「前払い」「後払い」に区分けをさせていただいたので、今、新政みえの意見は三期までが「事前預かり」、一番最後だけ「事後精算」。これは第四期分については領収書をもって、使った根拠をもってお金を受け取るということですね。次、自民党いかがか。

**委員**：会派としての結論までには至っていないが、会派内では「事後精算」を導入すべきか否かということであれば、導入しないという意見が大多数を占めた。ただし、今後も丁寧に議論を続けたいので、このプロジェクト会議の議論の経過は会派にもきちんと伝えてほしいということだった。

また、論点の整理をしてほしいという意見があった。というのは、導入する場合、しない場合のメリット、デメリットであるとか、導入する場合にクリアすべき課題はどういうものがあるのかということ。

そして、このプロジェクト会議が結論のみを議論していく会議なのか、あるいはその周辺部まで議論する会議なのかという整理をお願いしたいという意見があった。

**委員**：確認だが、周辺というのはどういう意味か。

**委員**：つまり、前回のまとめを見せていただくと、公金の取り扱いの問題として、通帳を別にするというような議論もあったと思うが、そうした部分というのは「事後精算」を取り入れる部分とは直接関係ないというようにもとれる。ですので、そこまで提言を行うのか、それとも導入するかしないかのみ、イエスかノーかだけを提言する会議なのかということも整理いただきたいという意見があった。

**委員**：お金の管理の方法まで、ここで決めるのかどうかというのが周辺ということですね。

委員：それを含めてということだ。

委員：先にお金をもらって政務活動をするのか。あるいは政務活動が済んだ後でお金をもらうのか。このところをやるのかやらないのか、その辺りの論点を明確にしてほしいということですね。

委員：おっしゃるとおりである。その場合の課題の論点にどういうものがあるのか、メリット、デメリットも含めて整理していただきたい。それと、今のような全くそこに一点集中するのみなのか、その他のところまで、今のような部分まで議論する会議なのかということ整理していただきたいということである。

委員：次に、鷹山お願いします。

委員：鷹山では、前回申し上げたとおり、議員一人ひとりの責任で、自分で管理していくものであり、先程も出た、駆け込み、使い切りのことが懸念されるということは、やはり議員の一人ひとりの資質の問題であって、それを逃れるために、最後だけ「後払い」にする形だけの議会改革はいらないと思っているので、会派分は会派毎で管理していただいたらどうかと思う。鷹山の場合は、この前も申し上げたとおり、すでに会派分は間接「事後精算」を導入しているので、現状のままでよいという意見であった。

委員：今の状態で、もし懸念があるならば会派の責任でやればよいのではないかという意見だと思う。それでは、草の根運動いが、どうぞ。

委員：まず、国民、県民の皆さんから向けられている政務活動費に対する疑念を払拭していくためには、こういう支払い方法だけではなく、ガイドラインや運用方法の再検討なりということをやっていくべきだと思っている。この支払い方法、いわゆる「後払い」「事後精算」という方式に変えていくということになるべく肯定的に捉えようとした中で、どういうメリットがあるのだろうかと考えたときに、マニフェスト研究所なりの、いろいろな評価の指標があるが、議会改革先進県としてのブランド力を高める成果はあるかと思うが、正直なところ、なかなかそれ以外で肯定的なところは見当たらない。

委員：ガイドラインの運用も再検討という意見が出たが。

委員：合わせて別のところで議論してということ。

**委員**：別のところでと分かった。ここでは、それを諮問されていないので、そこまでは入れないのかなと思っている。逆に言うと、ガイドラインというものは、個人的には非常に完璧なガイドラインになっているというように思っている。個人的な意見を言って申し訳ない。次に、青峰お願いしたい。

**委員**：先程、言われたように、メリットというのが議会改革推進のためというところぐらいしかないと思う。それと、先程、第4四半期のところの「事後精算」というのがあったが、これならなおさら面倒くさくなるような気がする。もし、本当に「後払い」をやるならば、私は四日市市方式ぐらいでやるかなと思うが、それ以外ならあまり手を加える必要もないかと思う。

**委員**：報告をいただいた内容を含めて委員間討議をお願いしたいと思うが、そもそもこの話し合いのスタートが、議長から、マスコミから最後のところで使い切り、駆け込みの懸念があるということをお市の皆さんから思われている。これを何とか払拭したい、そのための方策ということである。このことについて、どのように進めていくのかというのが、今回の我々に対する諮問であった。先程、話を伺うと、このままでよいのではないかという意見もあるし、自民党からメリット、デメリット、何がどのようによくなって、我々、事務局のどのような負担かということもある。このことで、例えば職員を増やすということになれば、何の為の改革かというようなこともあるので、その辺りのところも考慮いただき、意見を出していただければと思う。

**委員**：私どもの会派から述べさせていただいた意見に、少し添えさせていただきたいが、先程も最後の四半期に「事後精算」を取り入れるぐらいで、それほどメリットも感じられないのではないかという話もあった。確かに、私どもの会派の廣委員が前回に意見を述べられたが、私どもの会派でも、本当の「事後精算」方式をとるのであれば、四日市市のように一年を通じてそのようにすべきではないかという意見は、もちろん私どもの会派であった。現実を考えると、それを取り入れようとすると、例えば5万円とか7万円とか、せめて10万円ぐらいまでの月額の政務活動費であればよいが、三重県議会では33万円まで上限がある政務活動費を扱っている中で、特に一人会派の方、少数会派の方は、私たちは大丈夫ですと言われるかも分からない。申し訳ないが、これは大きな会派だけの問題かも分からないが、実際にそれだけの金額を扱うとなると、絶対にどうしても事務量が大変複雑で増えるし、おそらく、どうしても事務局に負担はかかる。それはいくら自分たちでと言ってもかかる。そんなこと

があつては、そこで人件費が増えてくることも考えなければならぬとなつてくると、議会改革を進めようという中で本末転倒でもあるし、現実に簡単にできうるようなことでもない。進めたいが、そこまではなかなか簡単にはいかないということも含めて、現実的に踏み出せる、検討できる範囲ということで、私どもが出させていただいた案は、最後の年度末の駆け込みというところに世論が着目する部分があるため、せめてこの最後の四半期のところで、四半期分を残しておき、全体を精算した後に、使った分をそこで整理するという方式を取り入れて前向きに進めようではないかというバランス。できるだけ負担は事務局にもかけずに、自分たちの会計事務もでき得る範囲ぐらいと考えて、このような案を出させていただいた。

それともう一つ、このプロジェクトの向き合い方だが、そもそも議長がそういう考えを所信表明で述べられたという経緯があり、そういう考えを持ってみえて、私が聞いている範囲では正副議長で、そのことは大事だという意識の統一が図られ、代表者会議に検討してもらえないかということかけられて、代表者会議の中から、私たち全員で構成している議会改革推進会議、その役員会でそれを検討してくれないかと言われた経緯がある。であるから、議会改革推進会議でプロジェクト会議を立ち上げてやってくれということで、それを受けて集まって検討しているが、そういう流れからくると、議長の意向を受けて、私の捉え方が勝手な捉え方と言われたらそれまでだが、こういうものが立ち上げられたということは、議会全体が一度「事後精算」方式をできないか考えてくれないかということを受けてやっているとは私は思っているので、その辺りの意識の向き合い方は、我々のこのプロジェクト会議の向き合い方というのは、そういう向き合い方でなければいけないかと思う。

**委員：**付け加えたいが、正副議長からの思いを受けて我々が検討していく中で、いろいろ意見を申し上げたが、特段デメリットについてはないと思っている。

**委員：**これは、もう少し具体的な話にしないと、話が進まないような気がする。それで、新政みえから具体的な話をされているし、それから、変える必要はないという考えの方もあつた。また、自民党から話をいただいたように、「使い切り」「駆け込み」使用に応じていくことについてどんなメリットがあり、どんなデメリットがあるのか。具体的にやっていく方法によって、メリット、デメリットがある。

**委員：**これを持ち帰って会派で話をさせていただくことになると思うが、先ほど新政みえから話があつたが、年度末に駆け込みで使ってしまったらならない

という思いになられる方がいるとおっしゃられたが、そういう方も多々いるのか。

**委員：**これまでの会議の中で何度も申し上げさせていただいたが、私ども議会の議員の中にはないと思う。事実があるからとか、指導されたからというのではない。ガイドラインに沿って、きちんと毅然と皆さん整理、精算してみえる。ただ、どうしてもそれであっても、マスコミ、世論を含めて、私たちの政務活動費に対する目は、なかなか払拭できない。その中で、議長は所信表明の中でも言われたし、代表者会議なり、議会改革推進会議なりという流れで検討してくれということ委ねられた。世論に毅然と、私たちが自ら示していこう、応えていこうということが必要だと考えていると思う。

**委員：**分かった。前回は今回も、そう思われている方がいる、という言われ方をされたので、そういう方がいるのかと思った。

**委員：**もし私が、そういう人がいると表現したとすれば、世論の中にあるということだと思う。私たちの中ではないと思う。

**委員：**それからもう1点確認させていただきたい。大きな会派は分かるが、少数会派、一人会派の方は、仮にこの最後の四半期分だけを「事後精算」という形にするとしたら、例えば交付された四半期の最後の一期分を、通帳なりですずっと管理をしておいて、3月なり、4月に締めてその通帳から全てをおろしたという証拠のようなものをつくらないといけないということなのか。

**委員：**これは、そこまで具体的な提案ではないのかなと思っている。指摘いただいたのは、少数会派、特に一人会派はどんな対応をしていくのか、これも当然考えていかなければならない課題だと思っている。そういう意味での課題はあると思っている。それで、今いろいろな意見を伺って、だいたい皆さん方の方向性、どんなふう考えているかがだいぶ分ってきた。具体的に、今回、議長がこのプロジェクト会議にやってほしいという内容は、駆け込みの問題、使い切りの意識ということ一般の県民の皆さん方が、あるいはマスコミの皆さん方が思っているのではないか。これを払拭していくための方策を考えてくれというふうに私も理解している。これを行うについての方法を各会派で、当然変える必要はない、変えなくてもよいという会派もあるので、ならばこの、県民の皆さん方の考えを払拭する方法を一度考えていただけないかと思っている。当然これは大前提として、先程、おっしゃられたように、三重県議会のガイドラ

インは、先程私も申し上げたが、これは全国から見て、非常に厳しい内容となっているし、事務局の力を借りながら、非常に厳しいチェックもしていることも事実である。私どもは、以前あった兵庫県であるとか、富山市であるとか、こういう議員とは全く違うという大前提の上で、もしそういうことを思う県民の皆さんが一人でもいるのであれば、いや、それはこんなふうにしてありません、というようなことを発信していくことが必要ではないかというのが、議長の思いだと思うので、この辺りのところをもう少し具体的な提案として出していただけませんか。その際には、当然方法についてのメリット、デメリットも含めて、提案いただけませんかと思うが、いかがか。

**委員：** 全体的なことの考え方というか、意見も含めて申し上げたいと思う。議論を委ねられているのは、「事前預かり」「事後精算」という政務活動費のお金の管理の在り方。しかし、県民、世間が注視しているのは管理の在り方ではなくて使い道である。使い道の中でも、正しい使い道をしているところではなくて、不正があった、そこである。富山、兵庫、神戸でそういうことがあったので、そんな使い方はされていないだろうというところから始まっていると思う。マスコミもそこから入っている。それで、使い方がどうか、今回の、例えば「事後精算」方式の導入を仮にしたとしても、富山、兵庫、神戸のような不正はやる人はやれるわけで同じである。「事後精算」方式にしても、あの悪事は止められるかと言えば止めることはできない。領収書の偽造や使っていない交通費を支出するとか、これは「事後精算」でも同じである。実は、国民はそこに一番批判の目が向いていて、お金の管理の在り方ではないが、今ここまでできてしまっているということをしっかり押さえなければいけないと思う。それで、座長が言われた、使い切ろうという意識や駆け込みのことがあるが、正しい使い方をしていけば、年度末であろうが、議員の政務活動であるべき使い方であれば、いっただけ使っても堂々としていけばよいわけである。自分の政務活動費は、年間を通じて使い道を考えてみると、年度末にバタバタと余っているからといって使えるようなことはない。それで、これは可能かどうかかわからないが、誰がどんな、誰と名前を出すのではなくて、県民から見てこれは駆け込み使いだという、過去の議員のものを見てみて、これが疑われる例かなというものはあるのか。ないのではないかと思います。

**委員：** 今の話は、議長の懸念は当たらない。そんなことはないのだと、県民はそんなこと何も思っていないと。三重県議会についてはそんなことはないのだという意見か。

**委員：** 県民の心配を払拭するのは、お金の管理の在り方を変えることではなく、きちんとした使い方をして、公表もしているの、正々堂々と大丈夫ですと言えばよいだけではないかと私は思っている。それに対して、それを今回このプロジェクト会議で委ねられた間接「事後精算」や、100パーセント「事後精算」「事後交付」でしようとするデメリット。先程、デメリットはないと思われるとの意見があったが、大きい会派は会計責任者にかなり大きな負担がかかるのか、その補佐の事務員がいるのか、そのデメリットは大きいと思う。等々の理由で毅然としてこれでよいということを書いていってもよいのか。

もう一つは、自分の財布と一緒にしていないというところの、これは前回や前々回の話のように、通帳を分けて管理することによって、そうしていますと言えば、それで十分かなと私は思う。

**委員：** 提案されたのは、駆け込みの問題や使い切りの意識をどう払拭するかの方策を考えてほしいという依頼を議長から受けているというように整理されたが、そこが最初に会派からの意見を申し上げたが、「事後精算」を入れるか入れないかだけの結論を得る会議なのか、今の駆け込みの問題、使い切りの意識を払拭するその他の方策についてまで議論を広げてもよいのかというところだと思う。今の座長のおっしゃるようにだと、だいぶ広がるので、その辺りのところをもう一度整理していただいたほうがよいと思う。

**委員：** 確かに、おっしゃるように、私どもプロジェクト会議に言われているのは、この2点の県民の皆さんの懸念というか、これを議会として対応していく必要があるという話である。その一つの方法として、議長はこういう方法ではいかかかという、しかし内容については任せるという話であったので、そういう意味では、おっしゃったように幅は広いのかと思っている。

**委員：** 最初の整理はどうであったか。そこまで本当に広げてよいのか。当初の私の理解だと、「事後精算」を導入することについての正否、入れるか入れないかということ。そして「事後精算」を導入することについては、いろいろな具体論にいくと、間接とか直接とかあるであろうから、どういう方法を具体的に取るのかという辺りまでだというように理解していたが、本当に今おっしゃったようなところまで諮問されているのか、議論してよいのかというところを確認していただきたいと思う。

**委員：** もう一度確認する。議長は具体的にその話をされた。議長の頭の中にはおっしゃられた「事後精算」の方法で、できないかということである。その上で検

討を皆さん方にかけてら、委員から言われたように、違う方法もあるのではないかという話をされたので、それを私の段階で否定しづらいということで、その意見も伺った上で、会派へ戻っていただき、会派の中でどうなのかというようにしていただけたらと思う。考え方をシンプルにすれば、「事後精算」を第4四半期の部分でやるということで、話を進めていただけないかという、議長の私どもへの話である。ただ、全てをそのことでフィックスするものではないという言葉が付いていたので、検討の中で委員が言われたのは、そういうふうにしているのだから、第4四半期もしなくてもよいのではないかという一つの論理の中での例だと思う。結論を皆さん方に決めていただきたいというか、方向性としては議長がおっしゃった第4四半期の「事後精算」をメインに考えていただいて結構だろうと思う。

**委員：**今、言われたことを受けて整理させていただきたいが、私たちがこのプロジェクト会議で議論し導き出ささせていただくべき使命については、年度末に使い切るための駆け込みがあったりするのではないかという世論に答えていくための方法として、この「事後精算」方式について議論してくれないかということであって、この議論の中や意見のやり取りの中でいろいろなことが出てくるが、その手段として「事後精算」方式について導入すべく議論をしてくれないかということによいか。

**委員：**そうだ。ただ、手段の話を進めていく上で、こういう形でやっているのだから、このままでよいのではないかという範疇の中で話をしないと、現在のやり方がよいのだという論理の組み立てをしていく上で、その辺りのところを、それでよいかという話も当然議論の対象にしなければ、先程申し上げた議長の方向性、我々にこれについてどうだということについて、その辺りのところもなしで結論だけというわけにはいかないの、そういう意味では当然議論の対象にしていく必要があるのかなという意味で私は申し上げた。

**委員：**駆け込みの年度末の使い込みは、具体的に言うと、どんな状態で、幾らぐらいを何に使って、どの時期に何に使うとそういうことを言われるわけか。

**委員：**そういう意見があるやに聞いておる、ということだと思う。

**委員：**実は、こういうものに、この時期に、これぐらい使うとそういう心配をされる、疑いをかけられるのだというものが無いのではないかと思う。個別の例が出ませんかと先程言ってしまったが、そうでなくても、例えばこういうものが

それに当たりますと、どなたか答えていただくことはできるのか。

**委員：**私は答える立場ではないのですが、意見として。まず、私たちの議会の中には、おそらくないのだと思うが、よく報道される例でいくと、年度末に本当に使うのかどうか分からないような切手を、多額に年度末に買い込んでいたという事例があった。これも他にあるかどうか分からないが、例えば年間300万なら300万円認められているが、60、70万円余っているからパソコンか何か買ってやろうとかいう意識が働くとか、例を挙げるとすればそういうこと。他にもいろいろあるかも分からないが、最後のつじつまを合わせるといふか、60万なら60万円残っているのだから、これもあれもという、それほど必要のないようなものを無理に買うとかいうことですよ。

**委員：**事務局、切手はガイドライン上だめなことになっていませんか。

**事務局：**議員の皆さんのものを最終確認で見せていただいているところだが、切手等も、例えば県政レポート発送をする時に郵便局の領収書を付けていただいているので、買い置くということを見た記憶はない。いろいろおっしゃっていただいたが、議員分で皆さんが使われているのは、事務所の経費だとか事務所に配置されている人件費だとかいうことで、年間を通じて定型的に必要なものを中心に、あるいは年何回か県政レポートを出される時に使われる。調査研究活動はやはり議会活動との関係もあるので、そこで、議会活動のない時期に行かれるということもあるので、期によっては多いときもあると思うし、少ないときもあると思うが、全般を通じて見ると、三重県議会においてはそのようなことはないと思います。

**委員：**これは冒頭にも申し上げたように、三重県議会がそういうことであるということではないと思いますが、全国で政務活動費についていろいろな疑惑が出てきた。その出てきた疑惑の中には、先にお金を渡すということが一つの問題ではないかということ、一般論的にあると思うし、それが三重県議会の中にあるということとはとても考えられないが、その懸念というものを何とか払拭したいというのが議長の考えだと思っている。その辺りのことについて何か良い方策を考えてくれというのが、今回のプロジェクト会議に諮問された内容だと私は理解しているので、ないからやらなくてよいということではなく、先手を打って、三重県議会は他県であったような最後に金が余ってきたから切手を買ったとかいう問題はないということを取って自ら払拭する、懸念をなくするという意味での方策というように理解をいただいたらよいのかなと思っています。

ぜひ、この辺のところ、次回提案をいただくということでいかがか。具体的にこんなふうにしたらどうかと。その提案の中で、メリット、デメリットも含めて提案をいただいて、皆さん方の意見を伺っていく。議長が、そういう今の世論の中で疑いというと語弊があるが、そういうものを払拭したいということであるので、その辺りのところを、これならできるのではないかと、議長の思いはこんなような形でやったらよいのではないかと。それはいろいろな方法があるかと思う。このままいってよいのではないかと、大丈夫だという意見もあろうかと思うし、それならば、最後のあれでなくて、こういうやり方にすればよいのではないかとという考え方もあろうかと思う。その辺りのところを提案いただくということで、次回に具体的なことというように思うがいかがか。

**委員：**その具体的提案も「事後精算」に関するものとかに絞っておかないと、めちゃくちゃ広大に広くなると思う。やはり、このプロジェクト会議では、議長がそういうふうにおっしゃったとしても、議論する対象が、「事後精算」であれば、「事後精算」を導入するかしないか、する場合はこういうものだという具体的提案に絞ったほうがよいかと存じる。

**委員：**今、提案があったように、「事後精算」というように限定をして、そのやり方を具体的に提案いただきたい。やるか、やらないか、やるのならばこうだと。

**委員：**言われるのももつともだが、その方法として、これまでにあった兵庫県方式や四日市市方式があったと思うが、その中で、三重県がもし取り組むならこれがよいというものを1本に絞って、例えば兵庫県方式なら兵庫県方式で絞ってみるとか、四日市市方式で絞ってみるとかいう方法で絞りながらその話を詰めて、どれが一番向いているのかを絞っていくほうが、話を広げてしまうとなかなか難しいのではないかと思う。今の例に倣って一回やってみて、例えばメリット、デメリットを出し合いしながら、よい方式を探りながらやっていくほうが、言われるように話は広がっていかないと思う。

**委員：**いろいろな方式があるので、これはそれぞれの会派で、どの方式がよいかという話で提案をいただき、いただいた提案の中で進めていくというやり方がよいかと思う。

**委員：**もう一つだけ申し上げておきたい意見があるが、今後進めさせていただく上で、どうなっていくかということはこれからの議論であるが、今日もあったが、三重県議会に指摘されるようなことはないのではないかとか、どういう部分が三

重県議会に心配される場所があるのかというところだが、三重県議会ではそういう心配をされる場所はないという意思の共有はした上での話にこれからしていきたい。私たち議会の中に指摘されるようなことないし、不安な部分もないが、その上で自ら世論に示していこうではないかということで、我々はそんなことはないという上での話ということに共有させていただきたいと思う。

**委員：**ガイドラインが非常に厳しいという上で、今年から領収書もインターネットに載せているわけである。そういう意味では、何ら後ろ指を指されることは一切ないということが座長の思いである。これは集まっている皆さん方、当然共有していただいているものという前提で話をさせていただいているので、了解をいただきたいと思う。その上で、先程申し上げたように具体的に次回に提案をいただいて、検討を進めてまいりたいと思うが、了解いただけるか。

(「意義なし」の声あり)

**委員：**それでは、そういうことにさせていただきたいと思う。

**委員：**事務局にこの場でひとつだけ確認させてください。仮に、の話だが、「事後精算」の四日市方式を取り入れようとした場合、条例の請求及び交付のところを条例改正する必要が出てくるかどうか、会派の議論の中で質問が出たので、確認させてほしい。

**事務局：**今日の資料の3ページのところに条例を記載しているが、現在の条例は毎四半期の最初の月の10日までに請求いただいて、知事は、速やかに交付するというふうになっている。これが「事前交付」ということであるが、各四半期ごとに最初の月となっているので、少なくともこの部分は変えることになるであろうと思う。

**委員：**分かった。

**委員：**以上で第3回の政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議を終了する。次回だが、皆さん方が集まっていただけなのは、11月15日だと思うが、この日は午前中に予算決算常任委員会があるため、この後でどうか。時間的な調整は、こちらに任せていただくということにさせていただきたいが、いかがか。以上で第3回プロジェクト会議を終了する。

(「意義なし」の声あり)